

令和5年9月市議会 総務委員会資料
所管事項調査

< 目次 >

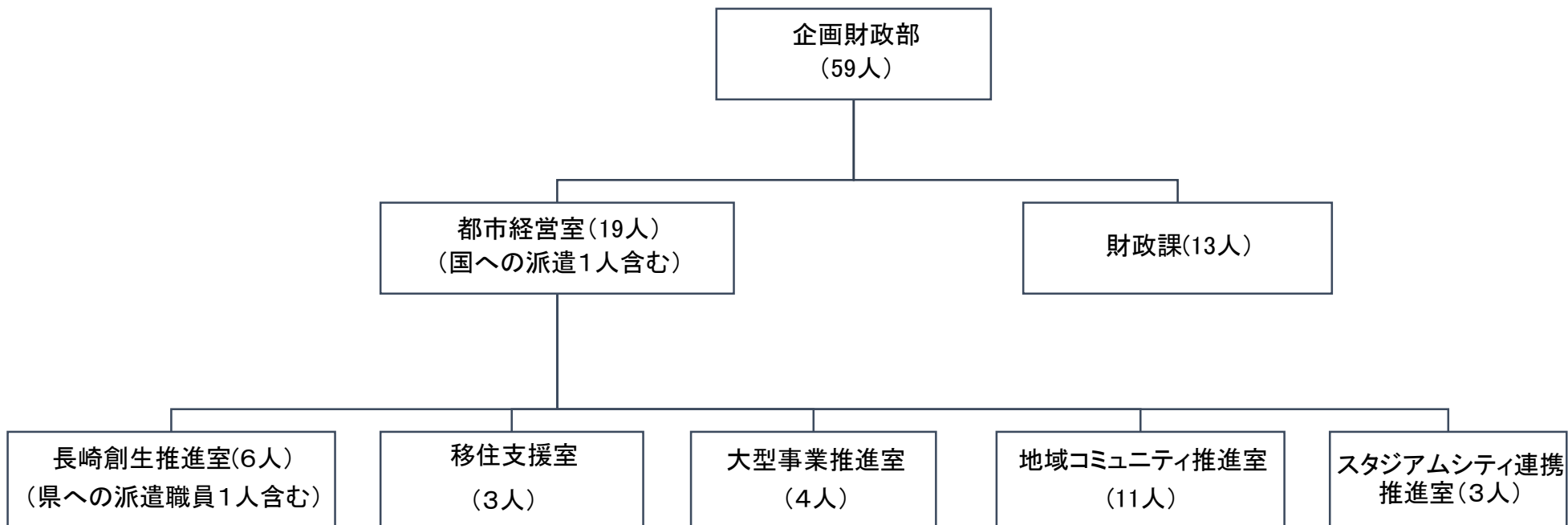
- 1 令和5年8月1日付企画財政部組織改正について P2
- 2 政策実現会議について P3
- 3 官民連携による社会福社会館機能の更新について P11
- 4 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び P30
資金不足比率の報告について

企画財政部
令和5年9月

1 令和5年8月1日付企画財政部組織改正について

(1) 機構及び職員数

企画財政部機構図（R5.8.1現在）



(2) 事務分掌

スタジアムシティ連携推進室	(1) 長崎スタジアムシティとの連携に係る総合調整に関すること。 (2) 長崎スタジアムシティ関連事業に係る各所属の進捗管理に関すること。 (3) 長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業に関すること。
---------------	---

2 政策実現会議について

(1) 政策実現会議設置の背景

ア 現状と課題

長崎市においては、近年、死亡者数の増加や出生者数の減少、転入者数の減少などによる転出超過の状態が続くなど人口減少に歯止めがかかっておらず、令和4年7月には平成の大合併後、初めて人口40万人を下回るなど非常に厳しい人口動態である。

人口減少によって、地域経済の縮小や各種産業の担い手不足、地域コミュニティの希薄化、地方行財政運営への悪影響など様々な社会的・経済的な問題が深刻化するため、この対応は喫緊の課題である。

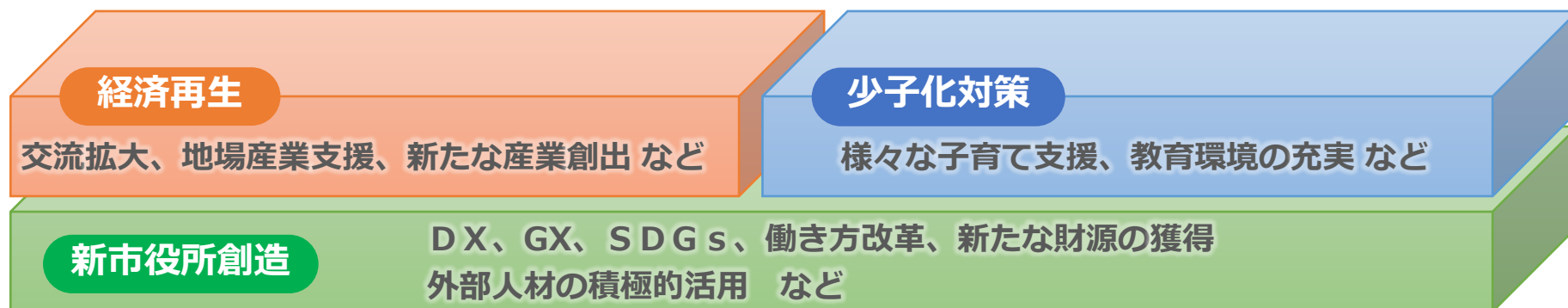
人口減少対策にあたっては、これまでのまちづくりにより生まれた「新たなまちの基盤」をしっかりと活用するとともに、限られた財源・人的資源を有効に活用するため、これまで以上に施策の重点化を図り、強力に推進する体制が必要である。

イ 対応方針

人口減少対策にあたっては、これまで「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、3つの基本目標と1つの特定目標を掲げて戦略的な取組みを進めてきたが、未だ人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

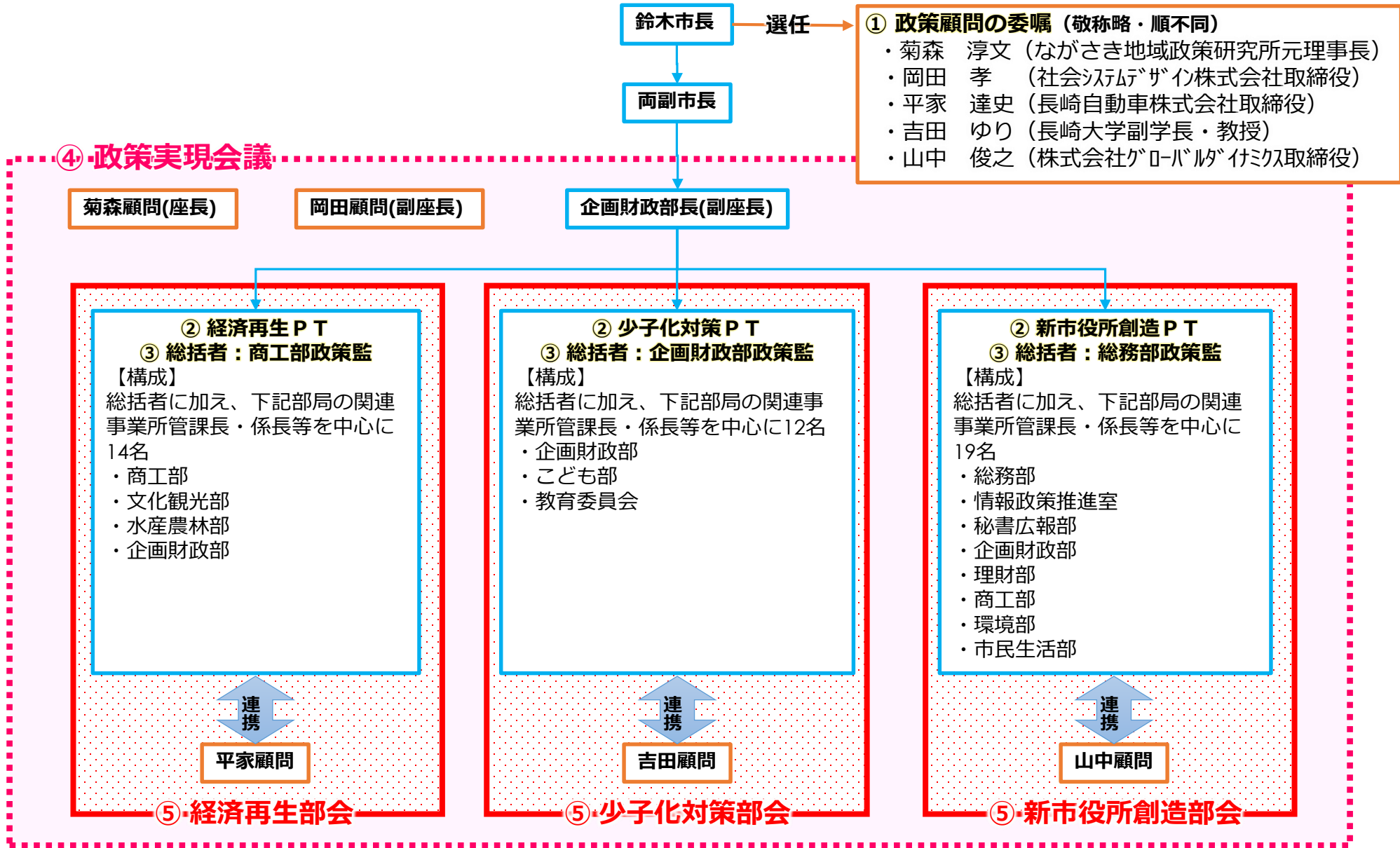
この状況を打破し、人口減少対策の成果を具体化するため、「経済再生」と「少子化対策」の分野で特に施策の重点化を図るとともに、これらを強力に推進するための基盤づくりとして「新市役所創造」を推進する。

今回、この重点分野をはじめとする新たな政策を進めるにあたって、既存の行政の考え方にとらわれず、民間の柔軟な発想や優れた知見を取り入れる必要があるため、高度な専門性を持った外部人材の知見を取り入れる仕組みを構築する。



(2) 推進体制

令和5年8月1日付で①政策顧問の委嘱、②プロジェクトチームの設置、③担当政策監の人事、④政策実現会議の設置を行うとともに、8月18日に第1回政策実現会議を開催し、⑤の3つの部会を設置した。



(3) 政策顧問への委託事項

政策顧問の任期は令和5年8月1日から令和6年3月31日まで。各政策顧問への委託事項は次のとおり。

氏名	主な経歴	委託事項
菊森 淳文	<ul style="list-style-type: none">● 元 株式会社日本総合研究所主席研究員● 前 ながさき地域政策研究所理事長● 前 長崎市総合計画審議会副会長	「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の3つの重点プロジェクトに係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する全体調整及び必要な指導助言並びに新たな政策の推進等に関する必要な指導助言及び政策実現会議の座長。
岡田 孝	<ul style="list-style-type: none">● 元 株式会社日本総合研究所主席研究員・公共コンサルティング部 部長● 社会システムデザイン株式会社取締役	「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の3つの重点プロジェクトに係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する全体調整補佐及び必要な指導助言並びに新たな政策の推進等に関する必要な指導助言及び政策実現会議の副座長。
平家 達史	<ul style="list-style-type: none">● 元 日本銀行長崎支店長● 長崎自動車株式会社取締役	「経済再生プロジェクト」に係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する必要な指導助言及び新たな政策の推進等に関する必要な指導助言。
吉田 ゆり	<ul style="list-style-type: none">● 長崎大学副学長・ダイバーシティ推進センター長● 長崎大学教授（教育学部・教育学研究科・多文化社会学研究科）	「少子化対策プロジェクト」に係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する必要な指導助言及び新たな政策の推進等に関する必要な指導助言。
山中 俊之	<ul style="list-style-type: none">● 元 外務省職員● 大阪市特別顧問● 芸術文化観光専門職大学教授● 株式会社グローバルダイナミクス取締役	「新市役所創造プロジェクト」に係るアクションプラン素案作成、進行管理、効果検証等の評価、施策の適切な見直し等に関する必要な指導助言及び新たな政策の推進等に関する必要な指導助言。

(4) 各プロジェクトチームの構成員

経済再生PT 総括者：商工部政策監

部局	所属	職名等
商工部	産業雇用政策課	課長 (副総括者)
		職員 (係長)
		職員 (担当者)
	商工振興課	課長
文化観光部	観光政策課	課長
	観光交流推進室	室長
	職員 (係長)	
水産農林部	水産農林政策課	課長
	水産振興課	課長
	農林振興課	課長
	職員 (係長)	
企画財政部	移住推進室	室長
	スタジアムシティ連携推進室	室長
	職員 (係長)	

計 14名 (総括者除く)

少子化対策PT 総括者：企画財政部政策監

部局	所属	職名等
企画財政部	長崎創生推進室	室長 (副総括者)
		職員 (係長)
		職員 (担当者)
		職員 (担当者)
こども部	こども政策課	課長
	子育てサポート課	課長
	幼児課	課長
	こどもみらい課	課長
	職員 (係長)	
教育委員会事務局	総務課	課長
	学校教育課	課長
	健康教育課	課長
	職員 (係長)	

計 12名 (総括者除く)

新市役所創造PT 総括者：総務部政策監

部局	所属	職名等
総務部	行政体制整備室	室長 (副総括者)
		職員 (係長)
	職員 (担当者)	
	人事課	課長
	情報政策推進室	室長
	秘書広報部	広報広聴課 課長
企画財政部	財政課	課長
	都市経営室	主幹
	地域コミュニティ推進室	室長
	職員 (係長)	
理財部	財産活用課	課長
	資産経営室	室長
	職員 (係長)	
商工部	ふるさと納税推進室	室長
環境部	ゼロカーボンシティ推進室	室長
市民生活部	自治振興課	課長
	市民協働推進室	室長
	人権男女共同参画室	室長
	職員 (係長)	

計 19名 (総括者除く)

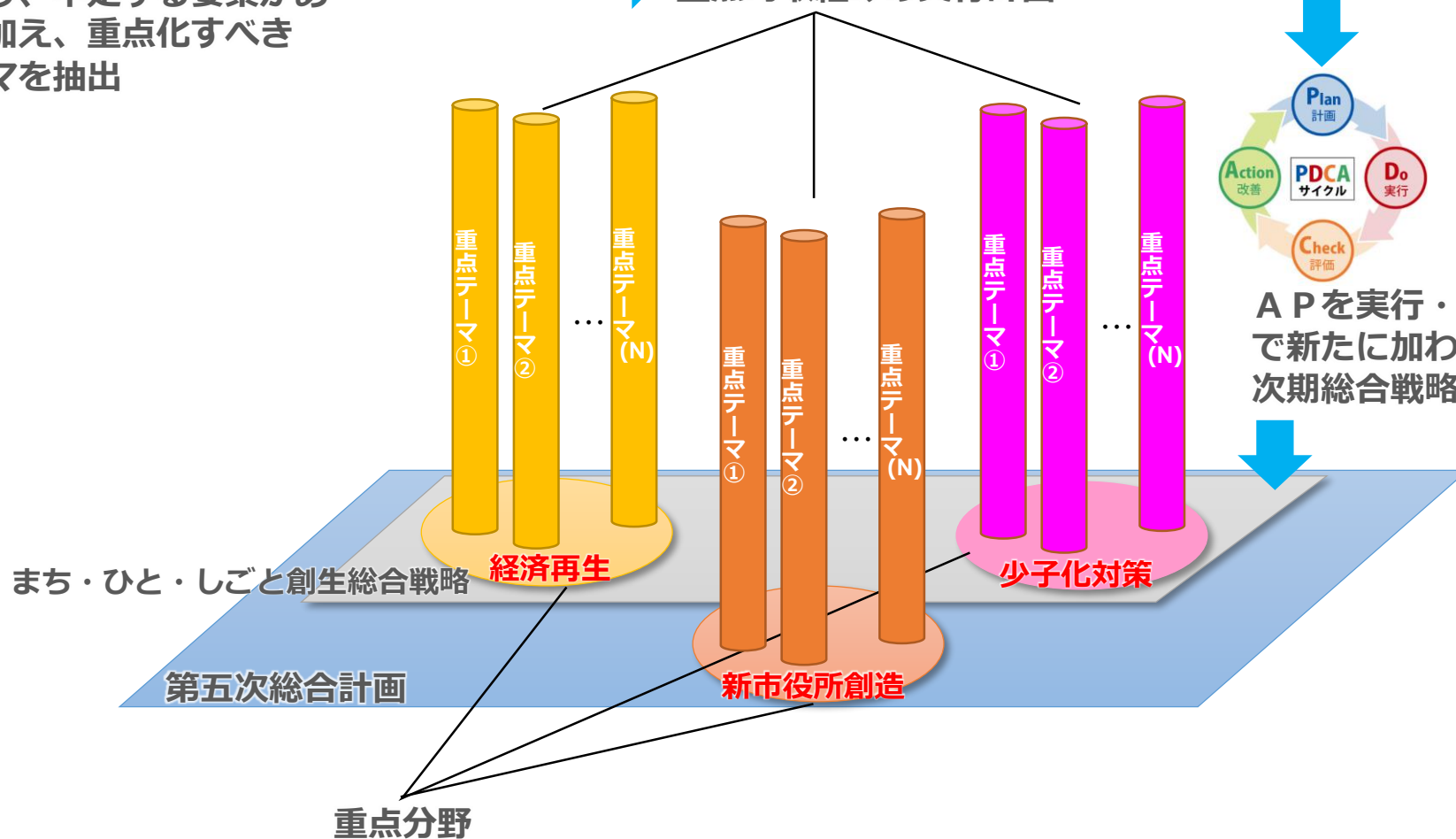
(5) アクションプランの位置づけ

現状の取り組みを踏まえつつ、政策顧問の新たな視点により、不足する要素があれば加え、重点化すべきテーマを抽出



人口減少対策に関する
重点的取組みの実行計画

= アクションプラン (AP)



(6) 今後のスケジュール（予定）

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6	R7	R8			
①	アクションプラン作成	素案作成					●策定								
②	アクションプラン関連予算編成		R6当初予算							R7当初予算	R8当初予算				
③	アクションプラン実施							ゼロ予算	R6予算	R7予算	R8予算				
④	施策評価	R4取組分								R5取組分	R6取組分	R7取組分			
⑤	アクションプラン改善														
⑥	議会	所管事項調査 (政策実現会議について)			所管事項調査 (進捗状況)			アクションプラン説明 予算審議		R5決算	R7予算	R6決算	R8予算	R7決算	R9予算

令和5年度第1回政策実現会議

日時：令和5年8月18日（金）

14：00～17：00

場所：長崎市役所8階 第2応接室

次 第

【第1部】14：00～16：00

1 長崎市の現状報告

- (1) 今後の市政運営方針
- (2) 新ナガサキビジョン（市長マニフェスト）
- (3) 長崎市第五次総合計画
- (4) 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (5) 長崎市の組織体制
- (6) 中期財政見通し
- (7) 職員のエンゲージメント調査結果

2 庁舎内視察

【第2部】16：00～17：00

1 開 会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 議 題

- (1) 政策顧問、PT、政策実現会議の役割分担
- (2) 部会の設置
- (3) 全体スケジュール
- (4) アクションプランのひな型
- (5) その他

5 閉 会

<参考> 政策顧問の概要

身 分	地方自治法第174条に基づく専門委員として市長が任命 任命後は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職
任用期間	1年以内（再任も可）
報 酬	座 長：月額178,900円（概ね月6回の勤務を想定） その他顧問：月額119,300円（概ね月4回の勤務を想定） ※特定任期付職員給料表5号給：月額608,000円を基礎に設定 ※座長は、各重点分野の政策連携を図るための調整等を行う役割を担う。
予 算 額 (R5.6議会補正予算)	合計 9,114千円 (ア) 報 酬：5,905千円 (イ) 旅 費：3,209千円

地方自治法（抜粋）

- 第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
 - 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

地方公務員法（抜粋）

- 第3条第3項 特別職は、次に掲げる職とする。
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

財源内訳

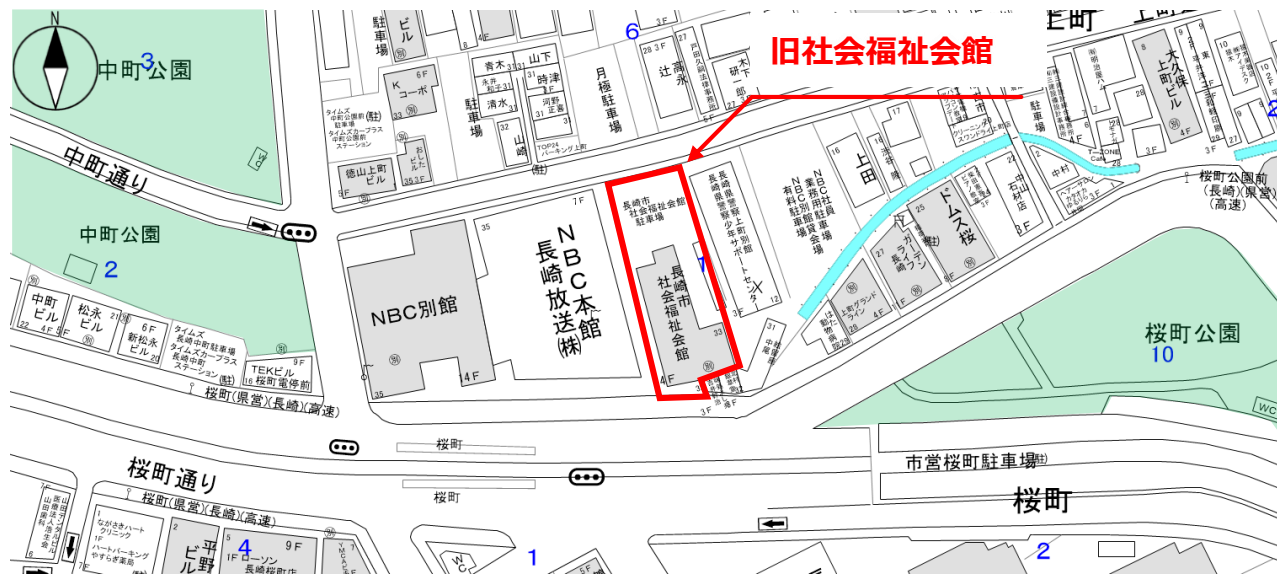
事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 9, 114	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 9, 114

3 官民連携による社会福祉会館機能の更新について

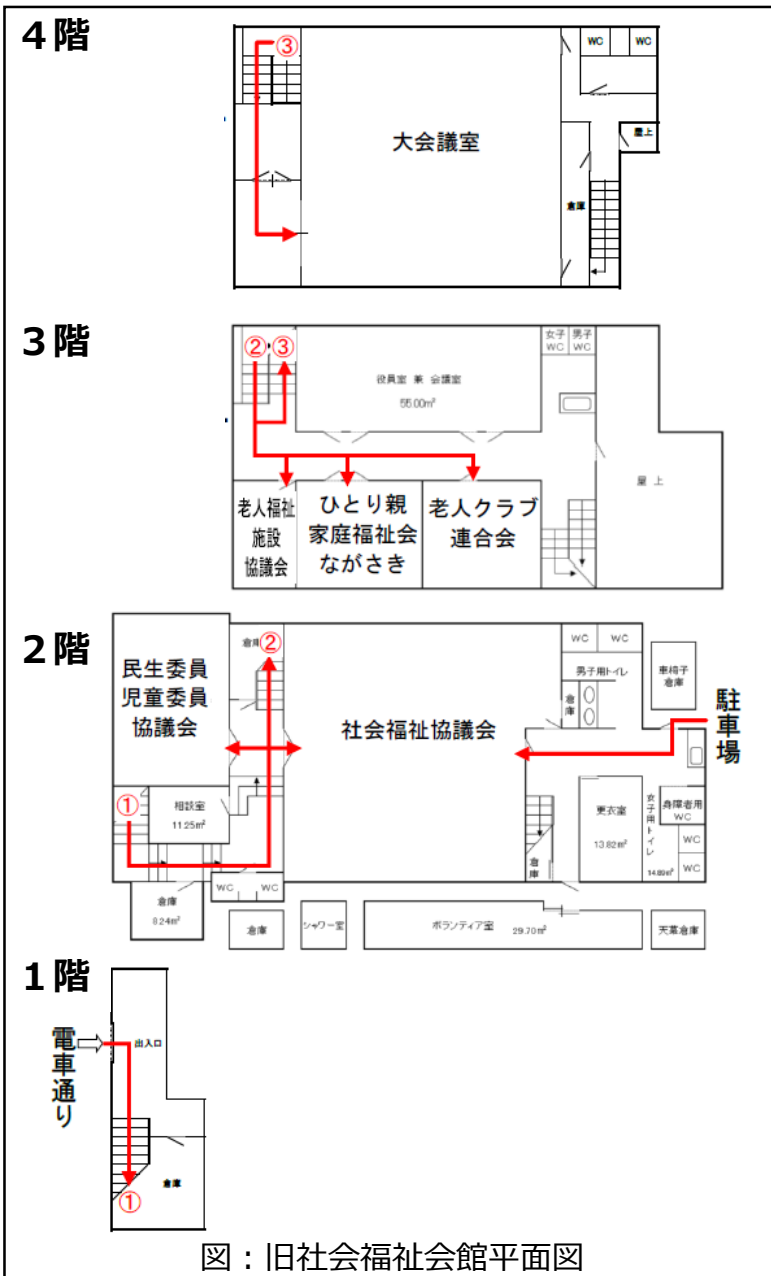
(1) 旧社会福祉会館の概要

長崎市社会福祉会館（以下「社会福祉会館」という。）は、長崎市社会福祉協議会をはじめとする地域福祉団体が入居する施設であり、市民の交流・居場所づくりや団体・組織間の連携強化を図るための活動拠点となっている。

令和4年6月まで上町に所在していた旧施設は、老朽化、耐震化・バリアフリー非対応、施設の狭小さなど様々な問題を抱えていたことから、市中心部に位置し、公共交通機関が利用しやすい現在地での建替えを基本として長年、検討を進めてきた。



① 名称	長崎市社会福祉会館
② 所在地	長崎市上町1番33号
③ 構造	鉄筋コンクリート造4階建、駐車場260.7㎡（13台分）
④ 建築日	昭和33年8月（昭和38年9月増築及び構造変更）
⑤ 延床面積	1階35.90㎡、2階330.74㎡、3階201.71㎡、4階206.87㎡、計775.22㎡
⑥ 入居団体 （5団体）	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき、長崎市老人クラブ連合会、長崎市民生委員児童委員協議会、長崎市老人福祉施設協議会



図：旧社会福祉会館平面図

＜参考＞旧社会福祉会館の写真



写真1 外観（電車通り側）



写真2 執務室（社会福祉協議会）



写真3 建物内階段（1階～2階）

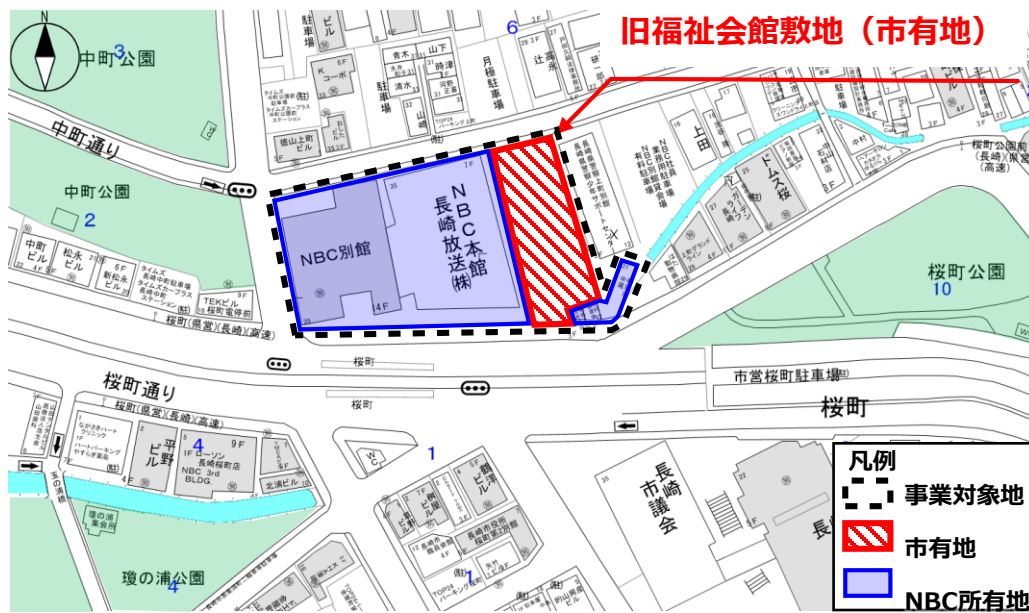


写真4 通路（2階）

(2) 長崎放送株式会社との共同開発の経緯

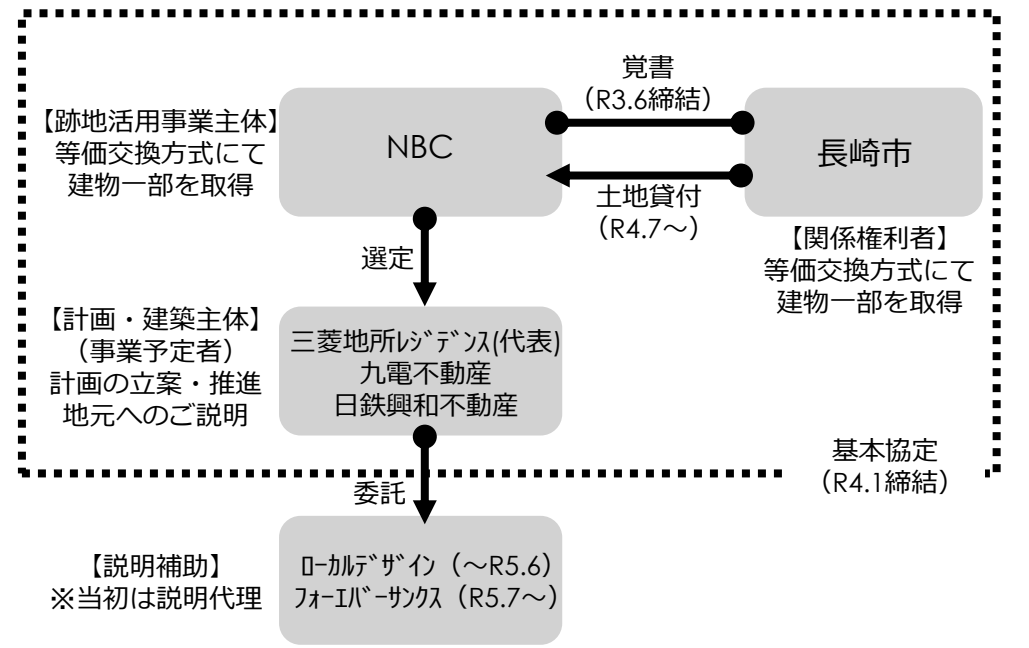
建替えの検討を進める中、当時隣接していた長崎放送株式会社（以下「NBC」という。）から、社屋移転後に実施する本社跡地活用事業（以下「本事業」という。）に社会福祉会館敷地を含め、本事業により整備される施設内に新たな社会福祉会館機能を確保する共同開発の提案がなされた。

この提案は市有財産の有効活用、財政負担の軽減等を図りつつ、社会福祉会館が抱える諸課題を解決する手法であったことから、本事業に社会福祉会館敷地を含めることにより、本事業により整備される施設内に新たな社会福祉会館機能（約1,000㎡の事務所床）を確保することとして令和3年6月に協議を開始し、令和4年3月の社会福祉会館敷地を本事業の用に供するための無償貸付け議案を経て、現在、基本設計まで進捗している。



表：これまでの主な手続き等

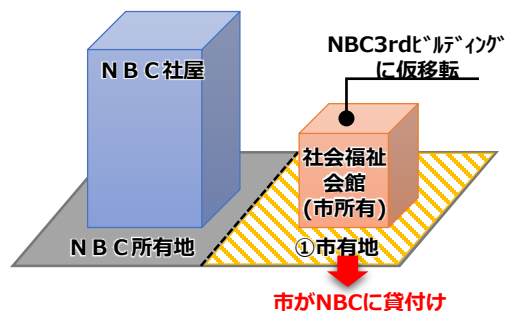
年月	事項
令和3年6月	協議開始の覚書締結（市・NBC）
〃	所管事項調査（市⇒市議会）
令和3年11月	優先交渉権者選定（NBC）
令和4年1月	基本協定締結・記者発表（市・NBC・事業予定者）
令和4年2月	細目協定・土地使用貸借仮契約締結（市・NBC）
令和4年2月	市有地無償貸付け・解体予算議案提案（市⇒市議会）
令和4年3月	市有地無償貸付け・解体予算議決（市議会⇒市）
令和4年6月	社会福祉会館仮移転（入居団体）
令和4年7月	市有地無償貸付け開始（市⇒NBC）
令和4年9月	解体予算補正議案提案〔繰越明許費〕（市⇒市議会）
〃	解体予算補正議決〔繰越明許費〕（市議会⇒市）
令和5年3月	基本協定変更の覚書締結（市・NBC・事業予定者）



図：関係者模式図

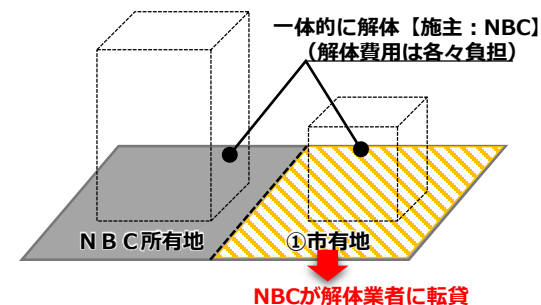
(3) 事業スキーム

ステップ① 仮移転【令和4年6月】



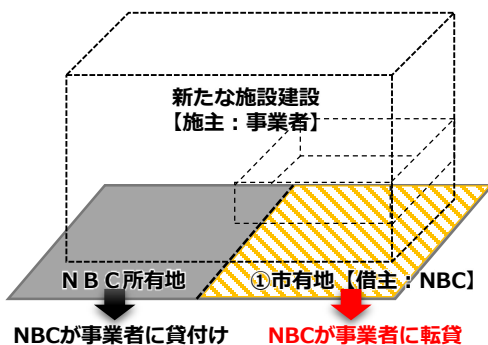
①の市有地を本事業の用に供するためNBCに無償で貸し付けるとともに、NBC 3rdビルディングを市がNBCから無償で借受け、社会福祉会館機能をNBC 3rdビルディングに仮移転する。

ステップ② 既存建物の解体・施設設計等【現状】



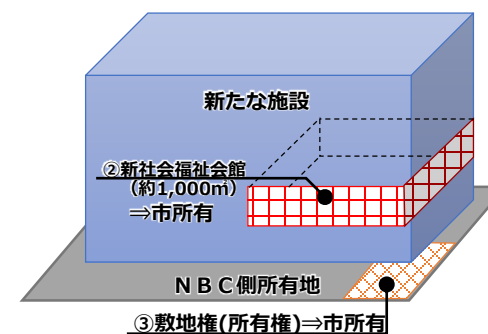
旧社会福祉会館と旧NBC社屋をNBCが施主となり一体的に解体する。(社会福祉会館の解体費については長崎市が応分の負担を行う。) また、事業予定者において、基本設計・実施設計を行い、施設の詳細を固めていく。

ステップ③ 交換の議案（施設詳細確定後）



①市有地の所有権と、②社会福祉会館機能の確保に必要な約1,000㎡の床の区分所有権及び③相応の敷地権（所有権）等を事業者と交換する議案について議会の議決を経た上で、NBCは自己所有地と市有地を事業者に貸付け、事業者が施主となり新たな施設整備に着手する。

ステップ④ 財産の交換（新施設完成後）



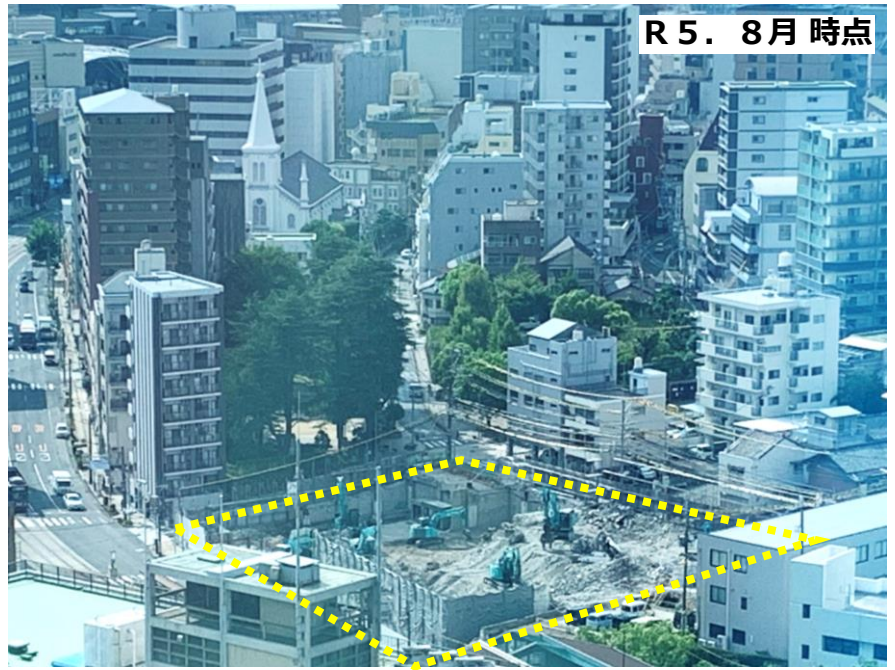
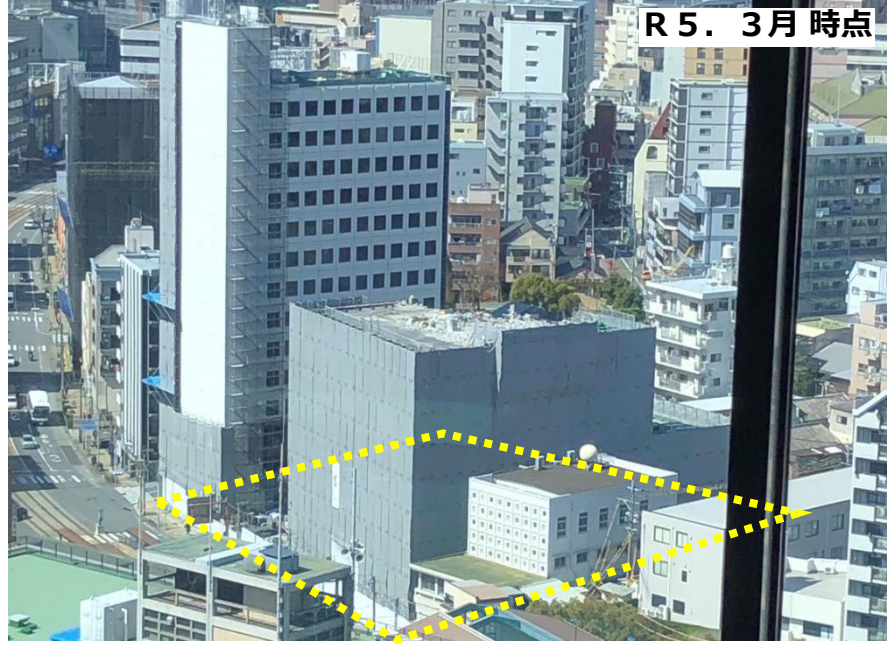
新施設の完成後に①市有地の所有権と、②約1,000㎡の床の区分所有権及び③相応の敷地権（所有権）等を本市と事業者が交換（所有権移転）し、市有地の無償貸付けが終了する。

※②、③はイメージを示したもので、②は交換後の市有財産の位置を特定するものではありません。また、③は敷地全体に対する共有持分となるため、実際に位置が特定されるものではありません。

<参考> 社会福祉会館の仮移転先



<参考> 解体状況



(4) 地域住民への説明等の状況

地域住民への説明等の状況は下表のとおりだが、本事業の実施について地域住民への周知がなされないままに令和4年1月に本事業の記者発表がなされたこと等から、地域住民より本事業の説明に対する不信・不満の声をいただいている。また、地域住民が高層建築物が建つことによる日影等の影響や桜町電停側及び上町通り側から計画建物への車両の出入りによる渋滞発生などを懸念されていることから、建築計画及び交通計画について見直しや丁寧な説明を求める強い要望をいただいている状況にあり、未だ計画は確定しておらず、条例等に基づく説明会の前の段階にある。

これを受けて本市は、これまで関係権利者としてNBC（事業主体）及び三菱地所レジデンス（計画・建築主体）に丁寧な地域住民への対応を求めるとともに、許認可権者としても条例等に基づく説明会に先立って早めの説明の場を任意で設けるなど地域住民の対話を促してきたが、今後も地域住民の理解を深めながら計画が進められるよう、市も十分地域住民の意見を把握しながら対応していきたい。

表：地域住民への説明等の状況一覧

日時	対象	対応者	内容等
R4.3.16	関係自治会	NBC・三菱地所レジデンス	本社跡地活用事業の概要
R4.7.3	周辺住民（説明会）	西海建設（解体業者）、三菱地所レジデンス	建物解体工事の内容
R4.8.19	関係自治会	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課）	3自治会連名要望書受領（計画見直し・早期説明）
R4.9.16	関係自治会	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課）	市回答：早期説明の実施要請対応
R4.10.23	周辺住民（説明会）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室）	交通計画
R5.3.23	関係自治会	三菱地所レジデンス	建物計画概要
R5.4.2	周辺住民（説明会）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室）	建物計画概要
R5.4.5	三菱地所レジデンス	前市長	丁寧な地域住民対応要請
R5.4.25	関係自治会	三菱地所レジデンス	建築計画に伴う日影の変化
R5.5.16	関係自治会	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課）	建築計画に伴う日影の変化、交通計画
R5.5.21	周辺住民（説明会）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・福祉総務課・建築指導課・土木総務課・土木企画課）	5.16の質問に対する回答、建築計画に伴う日影の変化、交通計画（日影図は時間が足りずに説明なし）
R5.6.9	関係自治会長	市長	関係自治会長との面会
R5.6.12	三菱地所レジデンス・NBC	市長	丁寧な地域住民対応要請
R5.7.4	関係自治会	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、パース、交通計画
R5.7.30	周辺住民（説明会）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、パース、交通計画

(5) 現時点での建物計画概要 (案)

表：建築概要 (案) 【三菱地所レジデンスより提供】

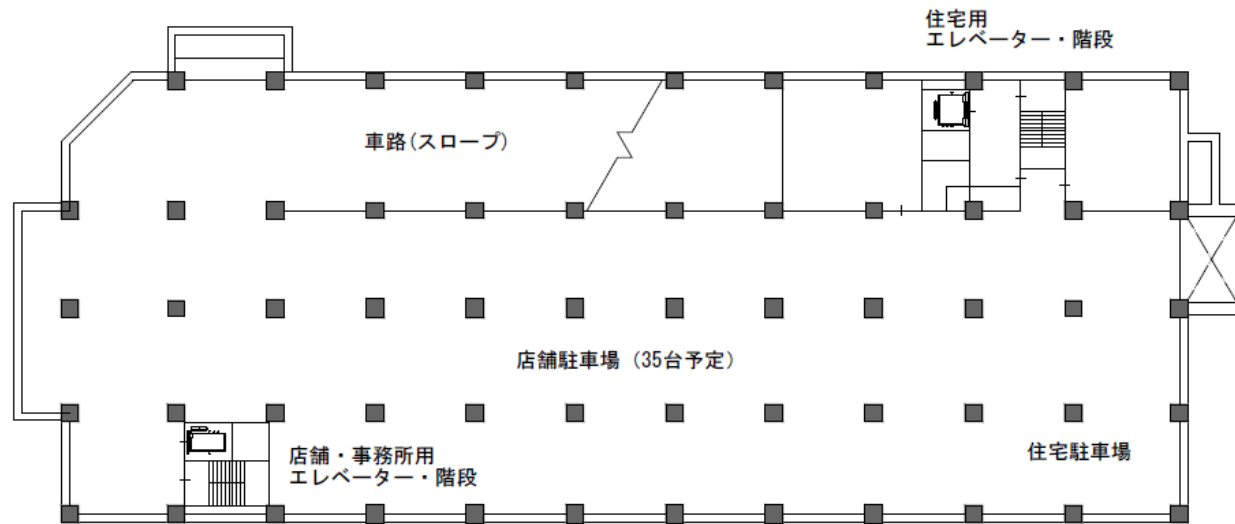
① 名称	(仮称) NBC長崎放送本社跡地開発計画
② 建築主 (事業者)	三菱地所レジデンス株式会社、九電不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社
③ 設計者	株式会社三菱地所設計
④ 施工者	未定
⑤ 建築場所	長崎市上町1-1、1-3、1-4、1-5、1-17 (地番)
⑥ 用途地域	商業地域 (防火地域)
⑦ 建ぺい率	100% (基準80% 角地及び耐火建築物による緩和を採用)
⑧ 容積率	600%
⑨ 用途	共同住宅、店舗、事務所、駐車場225台
⑩ 敷地面積	3,783.02㎡
⑪ 建築面積	2,270.30㎡
⑫ 延べ面積	32,277.21㎡
⑬ 構造規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上20階建て
⑭ 最高高さ	72.8m
⑮ フロア構成	地下1階 店舗用駐車場ほか 1階 店舗事務所エントランス、住宅エントランス、店舗駐車場ほか 2階 店舗、店舗事務所エントランス、住宅エントランス 3階 店舗・サービス施設、住宅共用部 4階 長崎市社会福祉会館 5～20階 住宅 (分譲マンション住戸) ※230戸程度予定 ※別棟として住宅用駐車場 (タワーパーキング)

※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

計画平面図(地下1階)



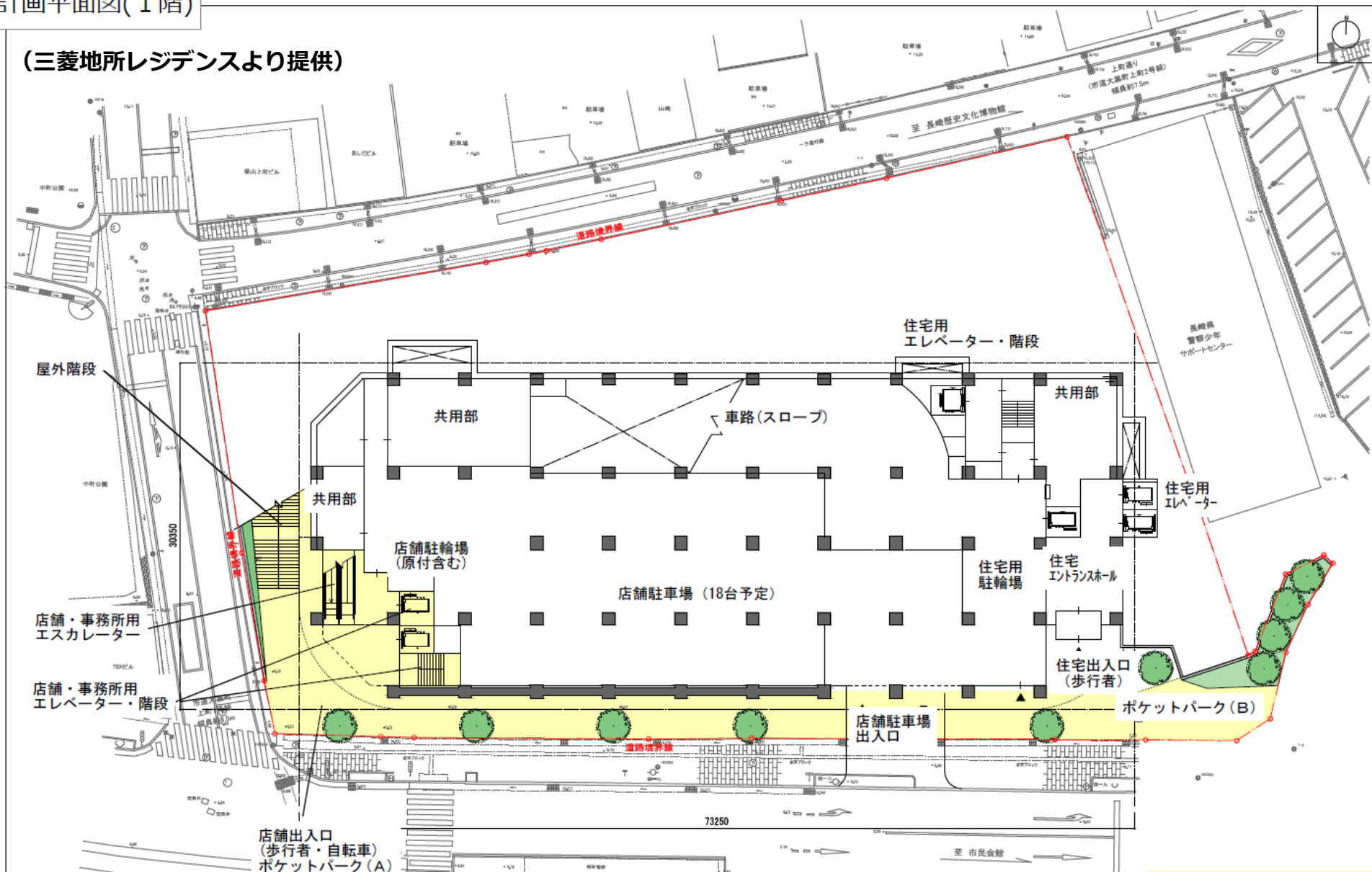
(三菱地所レジデンスより提供)



※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

計画平面図(1階)

(三菱地所レジデンスより提供)

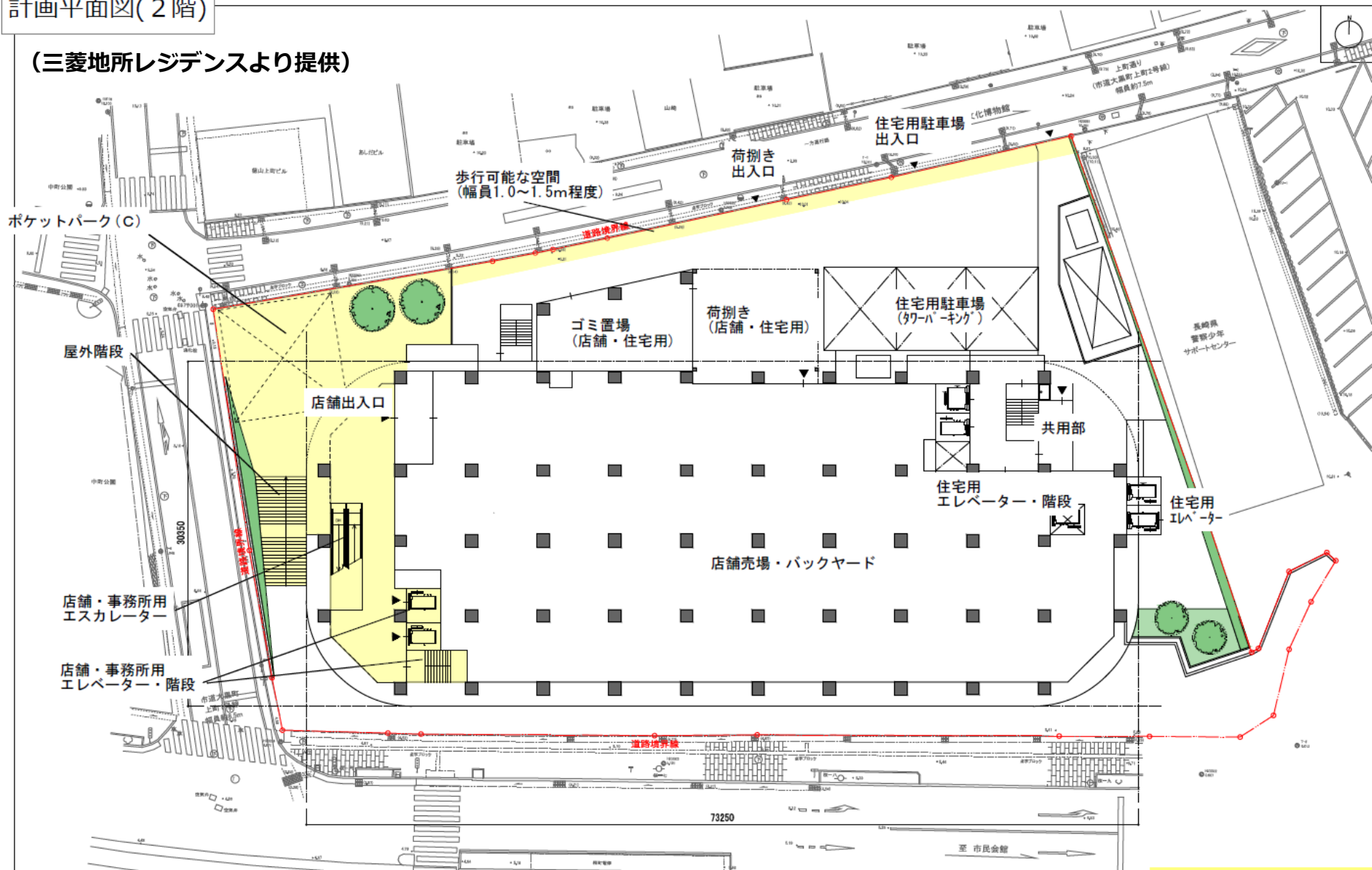


※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

一般の方が利用可能なスペース

計画平面図(2階)

(三菱地所レジデンスより提供)



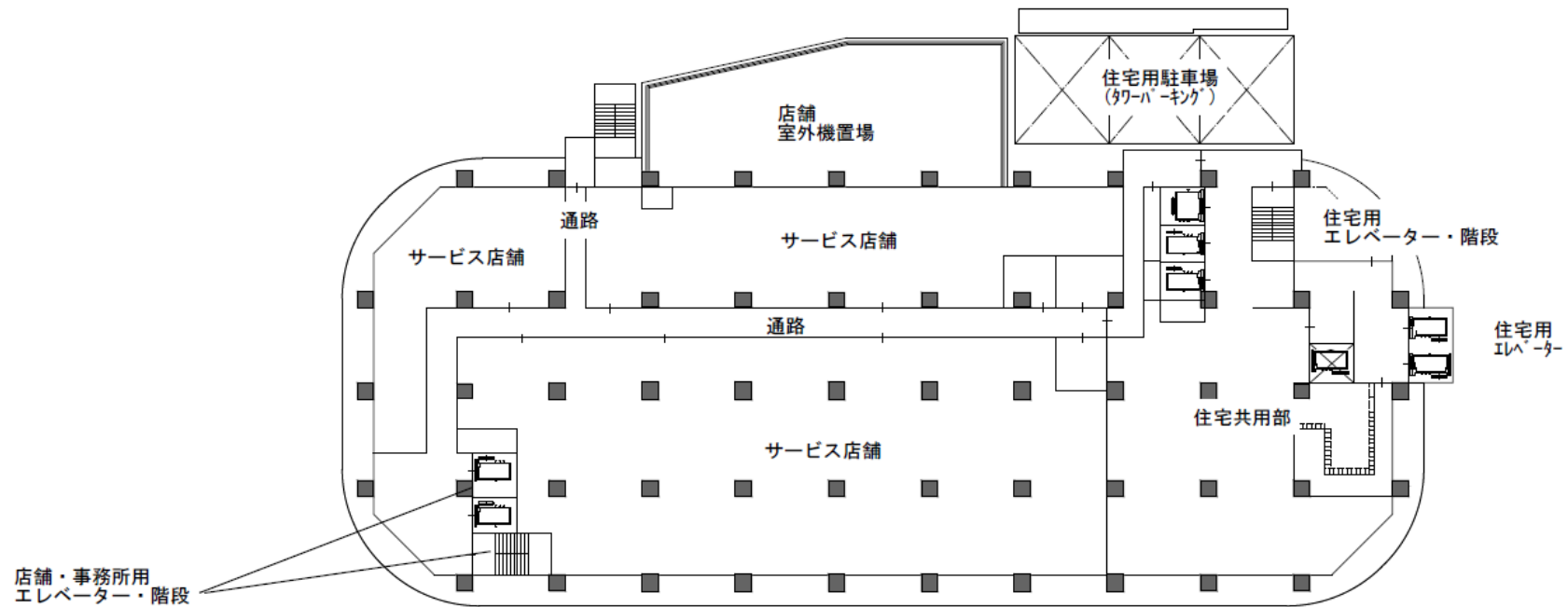
※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

一般の方が利用可能なスペース

計画平面図(3階)



(三菱地所レジデンスより提供)

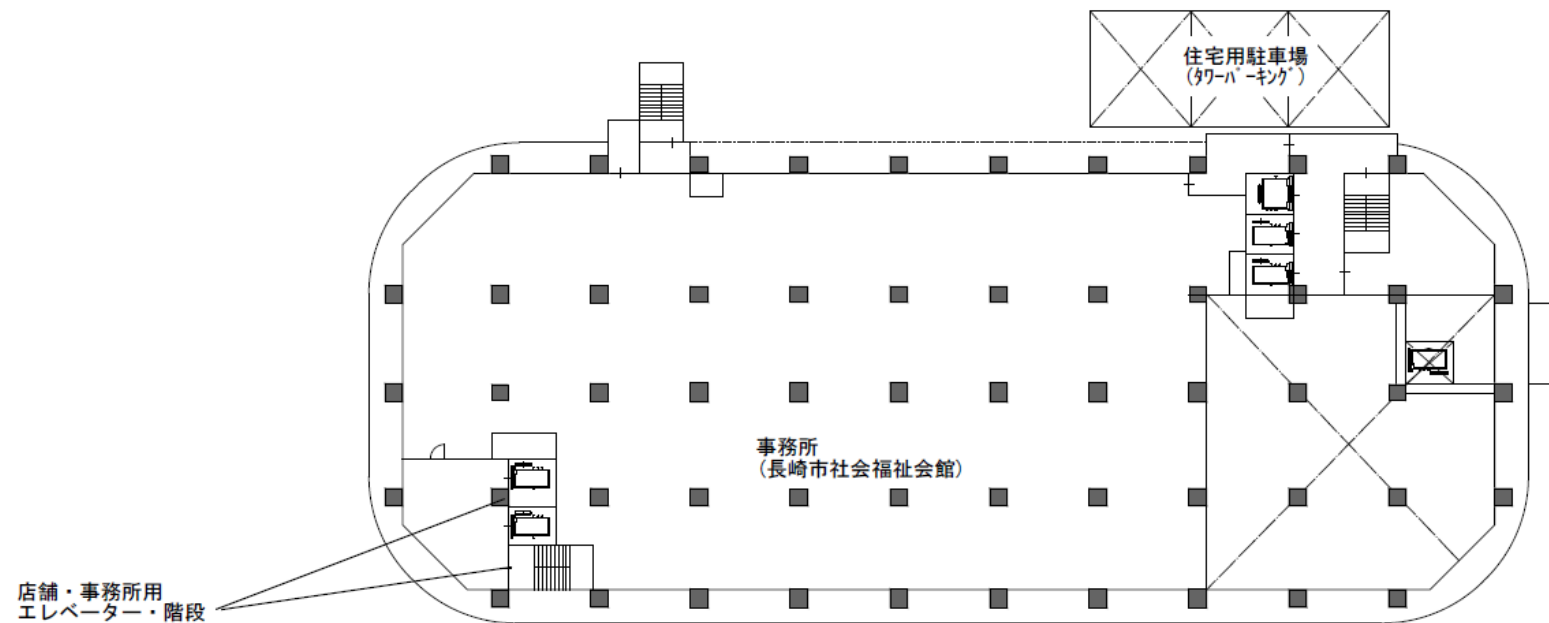


※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

計画平面図(4階)



(三菱地所レジデンスより提供)

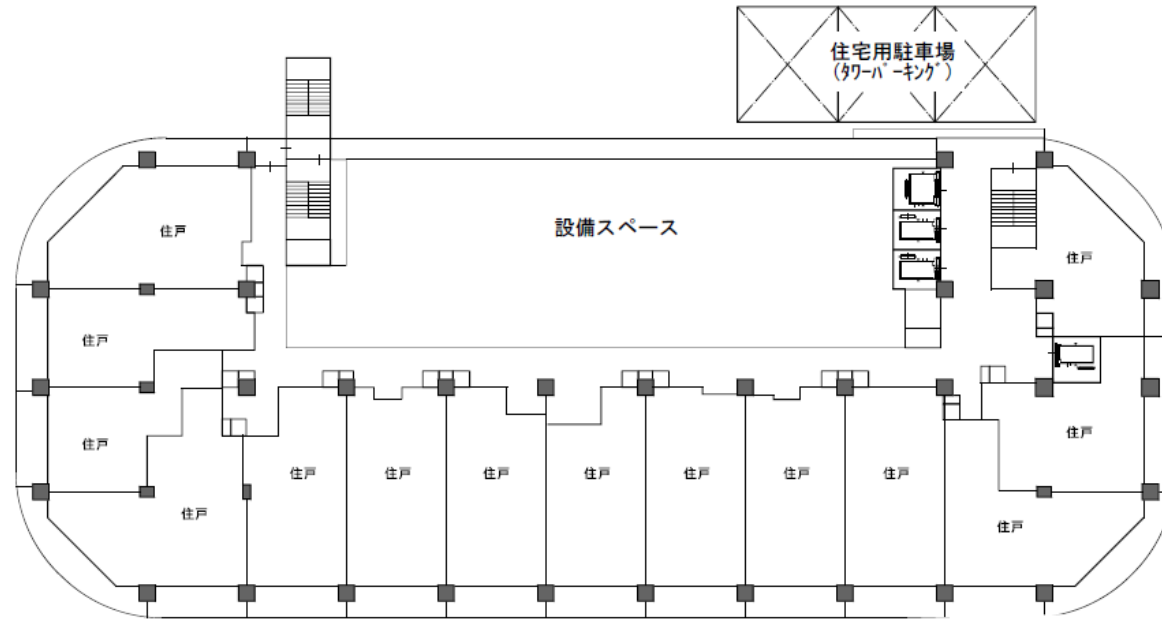


※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

計画平面図(5階)



(三菱地所レジデンスより提供)

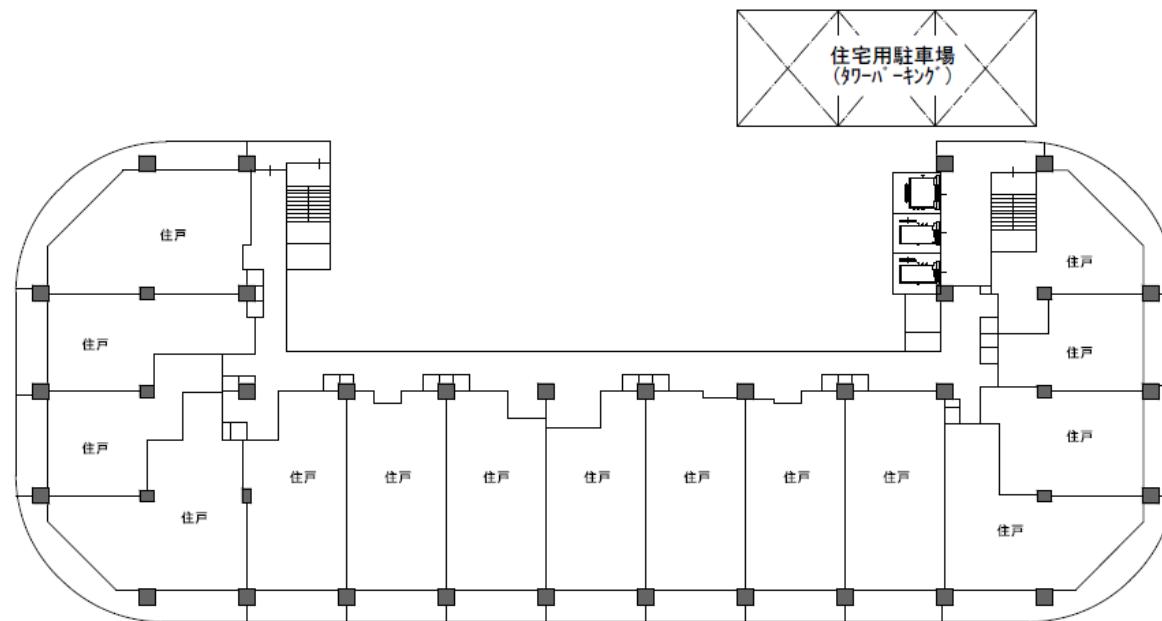


※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

計画平面図(6～20階)



(三菱地所レジデンスより提供)

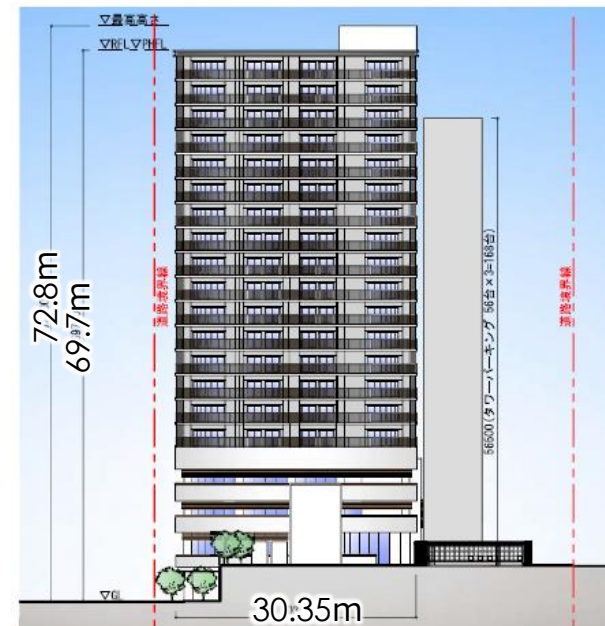


※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

計画立面図



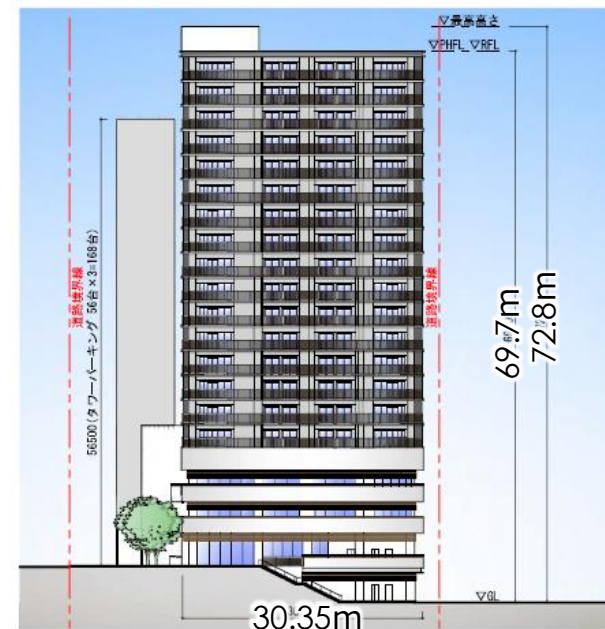
北側立面図



東側立面図



南側立面図



西側立面図

※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

イメージCG (ポケットパークA)

(三菱地所レジデンスより提供)



2023.06.27

南西側俯瞰イメージ図

※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

イメージCG (ポケットパークC)

(三菱地所レジデンスより提供)



2023.06.27

西側俯瞰イメージ図

※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

イメージCG (ポケットパークC おくんち時)

(三菱地所レジデンスより提供)



2023.06.27

西側俯瞰イメージ図

※現時点での計画であり、今後変更が生じる可能性があります。

(6) 今後のスケジュール (予定)

事項	年度							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
社会福祉 社会館機能	上町旧施設		NBC 3rdビルディング (仮移転)					新施設
本事業		事業計画	基本・実施設計	建築確認	建設工事			引渡
		既存建物解体 施主：NBC			施主：事業者			
市有地		R4.7.1~		無償貸付け (市⇒NBC)				
				※転貸 (NBC⇒事業者)				
議会	無償貸付け議案※2 予算議案 (解体費)	繰越明許費 (解体費)	進捗状況報告	交換議案※3	適宜、進捗状況報告			

※1 現段階での想定スケジュールであり、今後変更が生じる可能性があります。

※2、※3 地方自治法 (抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

4 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

(1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

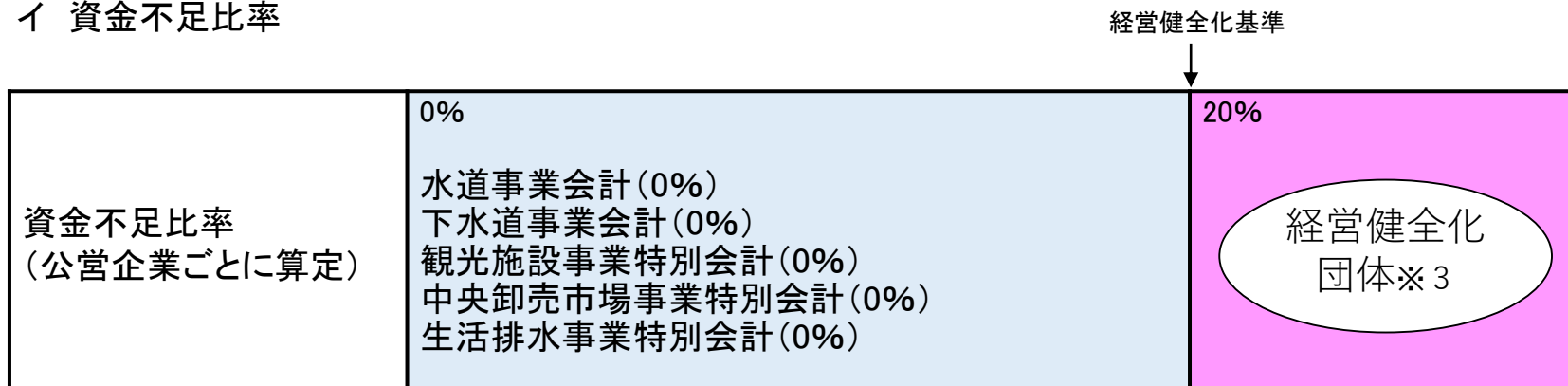
ア 健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
		早期健全化段階	財政再生団体
実質赤字比率	0% 長崎市(赤字なし) (R3決算:赤字なし)	11.25%	20%
連結実質赤字比率	0% 長崎市(赤字なし) (R3決算:赤字なし)	16.25%	30%
実質公債費比率	0% 長崎市(9.7%) (R3決算:8.8%)	25%	35%
将来負担比率	0% 長崎市(103.9%) (R3決算:98.0%)	350%	

※1 財政健全化団体
※2 財政再生団体

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

イ 資金不足比率



※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

(2) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額)の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

【令和4年度決算】

一般会計等においては、68億5,875万6千円の黒字であり、令和3年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－(ハイフン)」として表示している。

(単位:千円)

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和4年度	令和3年度
1 一般会計	6,793,761	2,774,016
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	64,995	130,961
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計(A)	6,858,756	2,904,977
標準財政規模(B)	100,144,822	103,033,192
実質赤字比率(%) A÷B	－	－

イ 連結実質赤字比率

全会計における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものの。

【令和4年度決算】

いずれの会計においても赤字は生じておらず、全会計の合計で335億9,650万6千円の黒字であり、実質赤字比率は「－(ハイフン)」として表示している。

(単位:千円)

会計名		実質収支額 資金剰余額	
		令和4年度	令和3年度
1	一般会計等	6,858,756	2,904,977
2	公営企業に係る特別会計以外の会計	1,640,667	1,540,526
	(1)国民健康保険事業特別会計	313,175	339,551
	(2)介護保険事業特別会計	1,298,618	1,178,319
	(3)後期高齢者医療事業特別会計	28,874	22,656
	(4)駐車場事業特別会計	0	0
3	公営企業に係る特別会計	25,097,083	24,993,250
	(1)水道事業会計	13,858,747	14,555,034
	(2)下水道事業会計	11,238,336	10,438,216
	(3)観光施設事業特別会計	0	0
	(4)中央卸売市場事業特別会計	0	0
	(5)生活排水事業特別会計	0	0
計(A: 1 + 2 + 3)		33,596,506	29,438,753
標準財政規模(B)		100,144,822	103,033,192
連結実質赤字比率(%) A ÷ B		－	－

ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(A) 地方債の元利償還金充当一般財源} + \text{(B) 準元利償還金} - \text{(C) 交付税措置額}}{\text{(D) 標準財政規模} - \text{(C) 交付税措置額}}$$

(3か年平均)

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したもの。

【令和4年度決算】

令和2年度から令和4年度の3か年平均で算出した令和4年度の実質公債費比率は9.7%であり、令和3年度の8.8%から0.9ポイント増加している。

これは、分母の構成要素である標準財政規模が普通交付税及び臨時財政対策債の減などにより減少したことに加え、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が学校教育施設等整備事業債などに係る償還金の増により増加したことなどによるものである。

(単位:千円)

	R4	R3	R2	R1
A地方債の元利償還金 充当一般財源	19,941,110	19,606,800	17,950,274	17,521,359
B準元利償還金	4,574,968	4,797,030	5,025,839	5,027,501
C交付税措置額	15,574,702	15,557,612	15,769,157	15,951,710
D標準財政規模	100,144,822	103,033,192	100,200,608	98,722,898
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	10.57274	10.11279	8.53587	7.97035
令和4年度 (%) (3か年平均)	9.7			
令和3年度 (%) (3か年平均)		8.8		

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(A) 将来負担額} - \text{(B) 充当可能財源等}}{\text{(C) 標準財政規模} - \text{(D) 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担(将来負担額)を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

【令和4年度決算】

令和4年度末における将来負担額は、3,416億817万円で、地方交付税措置見込額や基金といった将来負担額に充当可能な財源2,536億5,589万1千円を差し引いた実質的な将来負担額は879億5,227万9千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は103.9%で、令和3年度末の98.0%から5.9ポイント増加している。

これは地方債現在高が減したことにより、「A将来負担額」が減したものの、財政調整基金の減などによる「B充当可能財源等」の減がさらに上回ったことなどによるものである。

(単位:千円)

項目		金額	
		令和4年度	令和3年度
A将来負担額		341,608,170	346,442,292
	(1)地方債の現在高	282,907,905	285,242,542
	(2)債務負担行為に基づく支出予定額	892,182	346,740
	(3)公営企業債等繰入見込額	37,385,453	40,577,344
	(4)組合負担等見込額	0	0
	(5)退職手当負担見込額	20,228,450	20,252,378
	(6)設立法人の負債額等負担見込額	194,180	23,288
	うち地方独立行政法人	0	0
	うち第三セクターの等	194,180	23,288
	(7)連結実質赤字額	0	0
	(8)組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B充当可能財源等		253,655,891	260,662,185
	(1)充当可能基金	45,044,950	48,057,136
	(2)充当可能特定歳入	38,075,039	36,282,080
	(3)基準財政需要額算入見込額	170,535,902	176,322,969
C標準財政規模		100,144,822	103,033,192
D交付税措置額		15,574,702	15,557,612
将来負担比率(%) (A-B)÷(C-D)		103.9	98.0

(3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額(実質赤字)の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額(実質赤字)を、公営企業の事業規模(料金収入の規模)と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。

【令和4年度決算】

いずれの会計においても、資金不足は生じておらず、資金不足比率は「－(ハイフン)」として表示している。

令和4年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	13,858,747	8,873,887	—
	2 下水道事業会計	11,238,336	7,627,150	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	0	449,067	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	142,782	—
	5 生活排水事業特別会計	0	121,696	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

令和3年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	14,555,034	8,961,166	—
	2 下水道事業会計	10,438,216	7,713,885	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	0	172,698	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	143,071	—
	5 生活排水事業特別会計	0	119,776	—

《参考資料》 収支等年次比較

(単位:千円、%)

区	分	4 年 度	3 年 度	増	減	対前年度増減率	
						4 年 度	3 年 度
一	歳入総額 (A)	238,187,783	261,267,388	▲23,079,605		▲8.8	▲6.5
	歳出総額 (B)	230,380,478	254,268,912	▲23,888,434		▲9.4	▲7.3
	歳入歳出差引額 (A) - (B) (C)	7,807,305	6,998,476	808,829		11.6	36.0
	翌年度へ繰越すべき財源 (D)	1,013,269	4,224,460	▲3,211,191		▲76.0	9.7
	実質収支額 (C) - (D) (E)	6,794,036	2,774,016	4,020,020		144.9	114.3
会	単年度収支額 (F) 当年度(E) - 前年度(E)	4,020,020	1,479,364	2,540,656		▲171.7	177.6
	財政調整基金積立金(G)	2,143,026	2,271,559	▲128,533		▲5.7	▲46.2
	繰上償還金 (H)	-	-	-		-	-
	財政調整基金取崩し額(I)	3,456,054	1,347,141	2,108,913		156.5	▲74.2
計	実質単年度収支額(J) (F) + (G) + (H) - (I)	2,706,992	2,403,782	303,210		▲12.6	182.5

(単位:千円、%)

区	分	4 年 度	3 年 度	増 減	対前年度増減率		
					4 年 度	3 年 度	
普	歳入総額 ①	240,493,330	262,301,512	▲21,808,182	▲8.3	▲6.6	
	歳出総額 ②	231,943,383	255,100,662	▲23,157,279	▲9.1	▲7.4	
	歳入歳出差引額 (① - ②) ③	8,549,947	7,200,850	1,349,097	18.7	30.9	
	翌年度へ繰り越すべき財源 ④	1,690,914	4,295,875	▲2,604,961	▲60.6	56.1	
通	実質収支 (③ - ④) ⑤	6,859,033	2,904,975	3,954,058	136.1	5.7	
	標準財政規模	100,144,822	103,033,192	▲2,888,370			
会	財政力指数	0.58	0.58	-			
	経常収支比率	97.2%	91.7%	5.5P			
	歳出に占める割合	義務的経費	56.6%	48.9%	7.7P		
		投資的経費	13.7%	15.6%	▲1.9P		
		その他の経費	29.7%	35.5%	▲5.8P		
	実質赤字比率	-	-	-			
	連結実質赤字比率	-	-	-			
	実質公債費比率	9.7%	8.8%	0.9P			
	将来負担比率	103.9%	98.0%	5.9P			
	計						